

65歳以上の市県民税

▽平成21年10月から△

公的年金からの特別徴収が始まります

現在、公的年金等の所得にか
かる市県民税は、普通徴収(納
付書か口座振替による納付)ま
たは給与からの特別徴収(天引
き)により納付していただいで
います。

このたび税制改正により、平
成21年10月から、65歳以上の公
的年金等の所得にかかる市県民
税の納付方法が、「公的年金か
らの特別徴収」に変更になりま
す。

○実施時期

この変更は、年金受給者の納
税の利便性の向上を図るために
実施するものです。納付方法を

市県民税の公的年金からの特
別徴収は、平成21年10月からス
タートします。なお、特別徴収
する金額については、6月に普
通徴収にかかる決定通知とあわ
せてお知らせします(22年度以

変更すること、新たな負担は
生じません。
問合せは市民税グループ(0
798・35・3267)へ。

○特別徴収の対象者

特別徴収の対象は、4月1日
現在65歳以上の公的年金の受給
者で、市県民税の納税義務者で
す。

ただし、次のいずれかの要
件に該当する人は対象外▽1月
1日以降に市外に転出した人▽
老齢基礎年金等の年額が18万円
未満の人▽介護保険の特別徴収
の対象でない人▽所得税・介護
保険料・長寿医療保険料(また
は国民健康保険料)と、市県民
税額の合計が年金受給額を上回

降も特別徴収する金額は6月に
通知します。

○対象になる税額等

厚生年金、共済年金、企業年
金など公的年金等の所得に同じ
た税額が、公的年金からの特別
徴収の対象になります。その税
額は、老齢基礎年金や、昭和60
年以前の制度による老齢年金ま
たは退職年金等(課税対象とさ
れていない障害年金、遺族年金
を除く)から特別徴収します。

なお、給与所得や事業所得な
ど、他の所得にかかる市県民税
については、従来どおり普通徴
収または給与からの特別徴収に
なります。

○徴収の方法

平成21年度は、年税額の4分
の1ずつを6・8月に普通徴収
します。残りの年税額を、10
月、来年2月の年金支給時に
6分の1ずつ特別徴収します。

○特別徴収の中止

年度途中に公的年金を受けな
くなったり、市外に転出するな
ど、前記の特別徴収の対象外に
なった場合や、公的年金等の所
得にかかる税額に変更があった
場合などは、特別徴収を中止し
ます。

なお、特別徴収が中止になっ
た場合、特別徴収済額を除いた
税額を普通徴収で納付していた
できます。

図1 徴収方法について
<平成21年度>(22年度以降に新たに特別徴収の対象になる人も同様)
徴収方法 普通徴収 特別徴収
納付時期※ 6月 8月 10月 12月 2月
徴収税額 年税額の4分の1(3万円) 年税額の4分の1(3万円) 年税額の6分の1(2万円) 年税額の6分の1(2万円) 年税額の6分の1(2万円)
<次年度>
徴収方法 特別徴収
納付時期※ 4月 6月 8月 10月 12月 2月
徴収税額 前年度2月の徴収額と同額(2万円) 前年度2月の徴収額と同額(2万円) 前年度2月の徴収額と同額(2万円) 仮徴収した額を除いた年税額の3分の1(2万1000円) 仮徴収した額を除いた年税額の3分の1(2万1000円) 仮徴収した額を除いた年税額の3分の1(2万1000円)

公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収制度は、従来から、介護保険制度と長寿医療
制度(後期高齢者医療制度)の保険料について実施しています。また、
本紙4月10日号でお知らせしたとおり、国民健康保険料についても、
10月以降、公的年金からの特別徴収が始まります。

ここでは、10月から始まる市県民税と国民健康保険料の公的年金か
らの特別徴収制度について、相違点などを紹介します(下表参照)。

■市県民税と国民健康保険料の公的年金からの特別徴収について

Table with 3 columns: 市県民税, 国民健康保険料※, 特別徴収する公的年金. Rows include 本人の老齢基礎年金等, 世帯主の老齢基礎年金等, 対象者, 口座振替の選択の可否, 特別徴収をしない場合.

(※)国民健康保険料の公的年金からの特別徴収については国保収納グループ
(0798・35・3091)へ問合せを

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

自動車税(県税)

納期限はいずれも
6月1日

納税通知書の発送日は次のとおり
です。

【納税通知書の発送日】自動車
税…5月11日 ※軽自動車税、
固定資産税・都市計画税の納税通
知書は発送済

【問合せ先】固定資産税・都市
計画税…資産税グループ(0798
・35・3269)▷軽自動車税…
税務管理グループ(0798・35・
3209)▷納税については納税グ
ループ(0798・35・3287)
▷自動車税…県西宮県税事務所
(0798・23・7788)

※コンビニエンスストアでも納
税できます。取扱い店舗は、送付
したそれぞれの納税通知書をご覧
ください

休日納税相談

5月23・24日の土・日曜

市は、滞納市税の早期収納を
図るため、催定を続けています。
このたび5月23・24日に「休
日納税相談」を開催します。勤

務などの都合で、平日に納税相
談に来られない人などはぜひご
利用ください。なお、当日は正
面玄関からお入りください。

問合せは納税グループ(07
98・35・3233)へ。
※市のホームページ(アドレ
スページ下参照)でも市税や
納税について案内しています
【相談時間・会場】午前9時
〜午後5時に納税グループ(市
役所本庁舎2階)で



市から

北口図書館

リサイクル雑誌 無料配布

北口図書館は、「リサイクル
雑誌の市民無料配布」を実施し
ます。保存期限切れの雑誌約2
000冊を配布します。
問合せは北口図書館(079
8・699・3151)へ。

【日程】5月27日〜31日の午
前10時〜午後8時(30日は6
時、31日は5時)

障害者就労生活支援センター

運営法人を募集

市は、「西宮市障害者就労生
活支援センター」を運営する法
人を募集します。
同センターは、障害のある人

の就労機会の拡大とともに、障
害のある人が安心して働き続け
ることができるように支援して
いきます。

【申込】所定の申込書を5月
18日〜6月12日の執務時間中に
障害福祉課(市役所本庁舎1階
0798・35・3767)
へ持参 ※募集要項は5月11
日〜18日に同課で配布します

◆官公署から

新規学卒求人説明会

対象は事業主
ハローワーク尼崎は、事業主
を対象に「新規学卒求人説明
会」を開催します。平成22年3
月新規学卒者の求人申込および
採用選考にかかる説明など。
問合せはハローワーク尼崎
(06・6428・0062)
へ。

【日時・会場】6月3日午後
2時から西宮市大学交流センタ
ーで

◆その他

◆5月は赤十字運動月間 日
本赤十字社は、社費や寄付に支
えられながら、国内外で災害救
護活動など人道的活動をしてい
ます。活動資金のご協力をお願
いします。問合せは西宮市社会
福祉協議会(0798・34・
3363)へ